

第 14 号議案

神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(こども医療費助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市こども医療費助成に関する条例(昭和48年4月条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 高校生等 18歳の誕生日の前日</u></p> <p><u>以後の最初の3月31日までの間に</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

ある者（乳児，幼児等，小児及び児童を除く。）であつて，神戸市重度障害者医療費助成に関する条例又は神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成を受けていない者をいう。

(6) 乳幼児等 乳児，幼児等，小児，児童及び高校生等をいう。

(助成の範囲)

第4条 市は，次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち，国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法及び社会保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約，定款，運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）について，対象乳幼児等である乳児の医療費並びに対象乳幼児等である幼児等，小児，児童及び

(5) 乳幼児等 乳児，幼児等，小児及び児童をいう。

(助成の範囲)

第4条 市は，次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち，国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法及び社会保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約，定款，運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）について，対象乳幼児等である乳児の医療費並びに対象乳幼児等である幼児等，小児及び児童の

高校生等の入院に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額の全額を、対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額から一部負担金を控除した額（対象乳幼児等である幼児等のうち3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者にあつては、次項から第5項までの規定にかかわらず、被保険者等負担額の全額）を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

(1) 対象乳幼児等が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき、又は保険外併用療養費（食事療養を除く。）、療養費（食事療養を除く。）、訪問看護療養費若しくは特別療養費（食事療養を除く。以下同じ。）の支給を受けたとき。

(2) 社会保険各法により被保険者又は組合員が対象乳幼児等に係る家族療養費（食事療養を除く。）、家族訪問看護療養費又は特別療養費

入院に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額の全額を、対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額から一部負担金を控除した額（対象乳幼児等である幼児等のうち3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者にあつては、次項から第5項までの規定にかかわらず、被保険者等負担額の全額）を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

(1) 対象乳幼児等が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき、又は保険外併用療養費（食事療養を除く。）、療養費（食事療養を除く。）若しくは特別療養費（食事療養及び指定訪問看護事業者による療養を除く。以下同じ。）の支給を受けたとき。

(2) 社会保険各法により被保険者又は組合員が対象乳幼児等に係る家族療養費（食事療養を除く。）又は特別療養費の支給を受けたとき。

の支給を受けたとき。

2～6 [略]

(資格の認定等)

第5条 [略]

2 [略]

3 前項の受給者証の様式は、市長が別に定める。

4 [略]

5 資格の喪失は、対象乳幼児等の18歳の誕生日以後の最初の4月1日からとする。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

6 [略]

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、医療に関する給付が第三者の行為によるものであり、かつ、資格者がその者から当該医療に関する給付(第4条第1項各号のいずれかに掲げるときに係るものに限る。)に係る損害賠償を受けたとき

2～6 [略]

(資格の認定等)

第5条 [略]

2 [略]

3 前項の受給者証の様式は、市長の定めるところにより、乳児に係る医療費の助成、幼児等に係る医療費の助成、小児に係る医療費の助成及び児童に係る医療費の助成の全てについて共通のものとすることができ、これらの医療費の助成のうち2のものについて共通のものとすることができ、又はこれらの医療費の助成ごとに別のものとする事ができる。

4 [略]

5 資格の喪失は、対象乳幼児等の15歳の誕生日以後の最初の4月1日からとする。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

6 [略]

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、給付理由が第三者の行為によるものであり、かつ、資格者がその者から療養費に相当する損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成し

は、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

た医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正)

第2条 神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和54年3月条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号（規則で定める特別の理由があるときは、各号（第3号を除く。））のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～ウ [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">エ 父子家庭の父が監護する児童</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号（規則で定める特別の理由があるときは、各号（第3号を除く。））のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～ウ [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">エ 父子家庭の父が監護する児童</p>

オ [略]

(3), (4) [略]

(助成の範囲)

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者、社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。）による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金を控除した額（対象者である児童（第2条第3号アに掲げる者に限る。）

（以下「父子家庭の児童」という。）

オ [略]

(3), (4) [略]

(助成の範囲)

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者、社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。）による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金を控除した額を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて

の入院に係る医療費の場合にあつては、被保険者等負担額の全額）を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

(1) 対象者が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき、又は保険外併用療養費（食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。）、療養費（食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。）、訪問看護療養費若しくは特別療養費（食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。）の支給を受けたとき。

(2) 社会保険各法により被保険者又は組合員が対象者に係る家族療養費（食事療養及び生活療養を除く。）、家族訪問看護療養費又は特別療養費の支給を受けたとき。

(3) 対象者が高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付を受けたとき、又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けたとき。

2～7 [略]

国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

(1) 対象者が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき、又は保険外併用療養費（食事療養及び生活療養を除く。）、療養費（食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。）若しくは特別療養費（食事療養、生活療養及び指定訪問看護事業者による療養を除く。以下同じ。）の支給を受けたとき。

(2) 社会保険各法により被保険者又は組合員が対象者に係る家族療養費（食事療養及び生活療養を除く。）又は特別療養費の支給を受けたとき。

(3) 対象者が高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付を受けたとき、又は保険外併用療養費（食事療養及び生活療養を除く。）、療養費若しくは特別療養費の支給を受けたとき。

2～7 [略]

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、医療に関する給付が第三者の行為によるものであり、かつ、受給資格者がその者から当該医療に関する給付（第4条第1項各号のいずれかに掲げるときに係るものに限る。）に係る損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、医療に関する給付が第三者の行為に因るものであり、かつ、その者から受給資格者が損害賠償を受けたときは、その限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する額を返還させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中神戸市こども医療費助成に関する条例第11条の改正規定及び第2条中神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第10条の改正規定並びに附則第3項の規定 公布の日

(2) 第1条中神戸市こども医療費助成に関する条例第4条第1項各号の改正規定及び第2条中神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第4条第1項各号の改正規定 令和3年7月1日

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、施行日（この条例による改正後の神戸市こども医療費助成に関する条例第4条第1項各号の規定及びこの条例による改正後の神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第4条第1項各号の規定にあつては、令和3年7月1日。以下同じ。）以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）に係る医療費の助成について

適用し，施行日前に行われた診療等に係る医療費の助成については，なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 この条例による改正後の神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定を施行するために必要となる申請，資格の認定その他の準備行為は，施行日前においても，この条例による改正後のそれぞれの条例の規定の例によりすることができる。

理 由

こども医療費助成の対象者の範囲を拡大し，及びひとり親家庭等医療費助成の助成の範囲を変更する等に当たり，条例を改正する必要があるため。